特別徴収義務者 指定番号	

令和６年度　町民税・県民税

特別徴収のしおり

穴水町（あなみずまち）　税務課

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地　電話(0768) 52－3630

様

◉納期限は当月給料より差引いた翌月の十日迄です。

〔目　　次〕

１．特別徴収義務者の指定について
２．特別徴収税額通知書（別紙）
３．特別徴収事務の取扱等について
４．特別徴収税額納入書（15部）（別紙）
５．特別徴収税額異動整理表
６．特別徴収への切替依頼書
７．特別徴収に係る給与所得者異動届出書
８．特別徴収義務者住所・名称・電話等変更届出書

令和６年５月15日

特別徴収義務者　　様

穴水町長　吉村　光輝

令和６年度 町民税・県民税特別徴収義務者の指定について

町民税・県民税の特別徴収につきましては、毎年絶大なるご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、地方税法第41条及び第321条の４並びに町税条例第37条の規定により、貴殿を令和６年度町民税・県民税の特別徴収義務者に指定いたしましたので、次の事項にご留意の上、町民税・県民税の徴収に特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和６年度 特別徴収事務の取扱等について

１．特別徴収義務者指定番号

特別徴収にかかる町民税県民税納入書の表紙に付した番号は、令和６年度の貴殿の指定番号ですから、異動届出書等に必ず明記して下さい。

２．徴収の方法及び納期限

①　給与を支払する際、毎月別紙〔令和６年度町(県)民税特別徴収税額通知書納税者用〕に示した、月割額を徴収し、翌月の10日迄に納入書によって穴水町指定金融機関、収納代理金融機関へ納入して下さい。

②　前項の月割額は、本年６月より翌年５月までの12ヵ月徴収し、納入して下さい。

３．穴水町指定金融機関、収納代理金融機関

徴収した月割額を別紙納入書に所要事項記入の上、次の区分により納入して下さい。

①　町内に住所を有する特別徴収義務者

◇指定金融機関　　北國銀行

◇収納代理金融機関　　能登農業協同組合　のと共栄信用金庫　興能信用金庫
北陸労働金庫　　北陸銀行
※　上記金融機関の本店及び支店
ゆうちょ銀行及び郵便局（石川県・富山県・福井県）

②　町外に住所を有する特別徴収義務者

振込先 { 北國銀行穴水支店
口座番号 普通000013（口座名義 穴水町会計管理者）

４．納税義務者に異動があった場合

納税義務者が退職、休職、転勤等により給与の支払を受けなくなったときは、給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書に該当事項記入し、速やかに提出して下さい。

〔注〕用紙が足りないときは、別の用紙をお送りしますので御連絡下さい。

５．納期限までに納入しなかった場合

【延滞金】

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6％（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3％）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合）に年１％の割合を加算した割合）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合です。

6．納入書の記入、取り扱いについて

当町は、特別徴収にかかる個人の町民税・県民税の納入書(納入済通知書及び領収書を含む。)の様式としてＯＣＲ（光学文字読取り装置）処理用の統一様式を使用していますので、以下の注意事項、記入例をご参照の上納入下さい。

〈注意事項〉

① ＯＣＲ処理の都合上、極力当町の納入書をご使用下さい。
② 納入書は、令和６年６月分から令和７年５月分までの12ヵ月分と予備分（３枚）の計15枚をつづってあります。
③ 12ヵ月分の納入書には、納入すべき金額が「納入金額(１)」欄に印字されています。税額変更があった場合の取り扱いについては、〈記入例〉の２をご参照下さい。
④ 退職所得にかかる町民税・県民税については、一括徴収の場合と同様、その月の他の納税者にかかる特別徴収税額と共に納入して下さい。この場合〈記入例〉の２をご参照下さい。
なお、「納入申告書」は、納入済通知書の裏面にあります。
⑤ 「納入済通知書」は直接機械に読み込ませますので、汚したり、折り曲げたりしないで大切に取り扱って下さい。

※一括徴収（完納退職）にご協力ください。
この制度は、退職された方の納税の便宜を考えて設けられたものです。
退職に際しては、この制度をおすすめいただき、町民税・県民税の納入にご協力を賜わりますよう、お願いいたします。

■一括徴収の取り扱いについて

給与所得者が、退職等により事業所から給与の支払を受けなくなった場合に、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を、５月31日までに支払われる給与又は退職金から徴収することを一括徴収といいます。
なお事由が発生した日によって取り扱い方が異なります。

事由が発生した日	今年の12月31日まで	１．来年の５月31日までに給与または退職金の支払がある。 ２．本人から申し出が必要。
	翌年の４月30日まで	１．その年の５月31日までに給与または退職金の支払がある。 ２．申し出を必要としない。

7．その他不明の点は税務課へお問合せ下さい。

初めてゆうちょ銀行(郵便局)を利用される特別徴収義務者の方へ(お願い)

特別徴収税額の納入に石川県、富山県、福井県以外のゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりません。

初めて納入される際、右「指定通知書」をそのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

切りとり線

令和６年５月

株式会社ゆうちょ銀行各支店長　様
日本郵便株式会社　局長　様

穴水町長　石川県鳳珠郡穴水町長之印

金融機関指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の５第４項の規定により、当町の町民税・県民税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたので通知します。

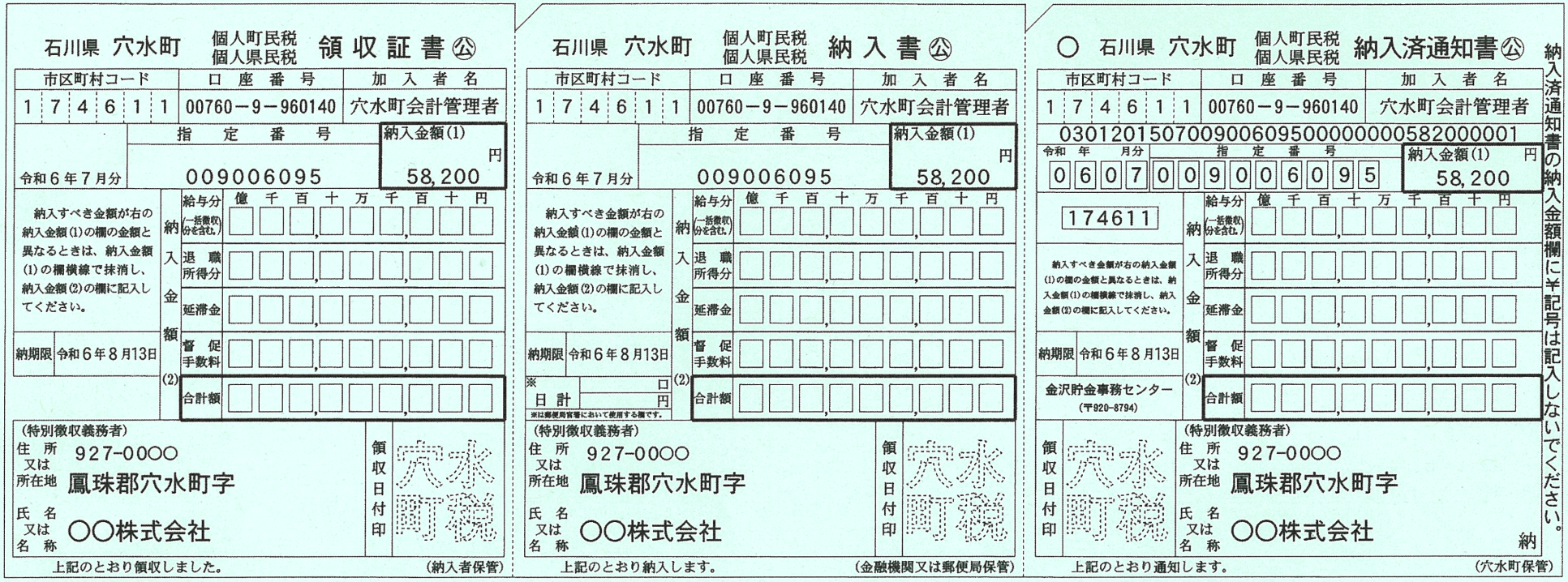
１．口　座　番　号　00760－９－960140

１．加入者の名称　穴水町会計管理者

１．取りまとめ局　金沢貯金事務センター

〈記　入　例〉

1　納入すべき金額が「納入金額（1）」の欄の金額と同じ場合

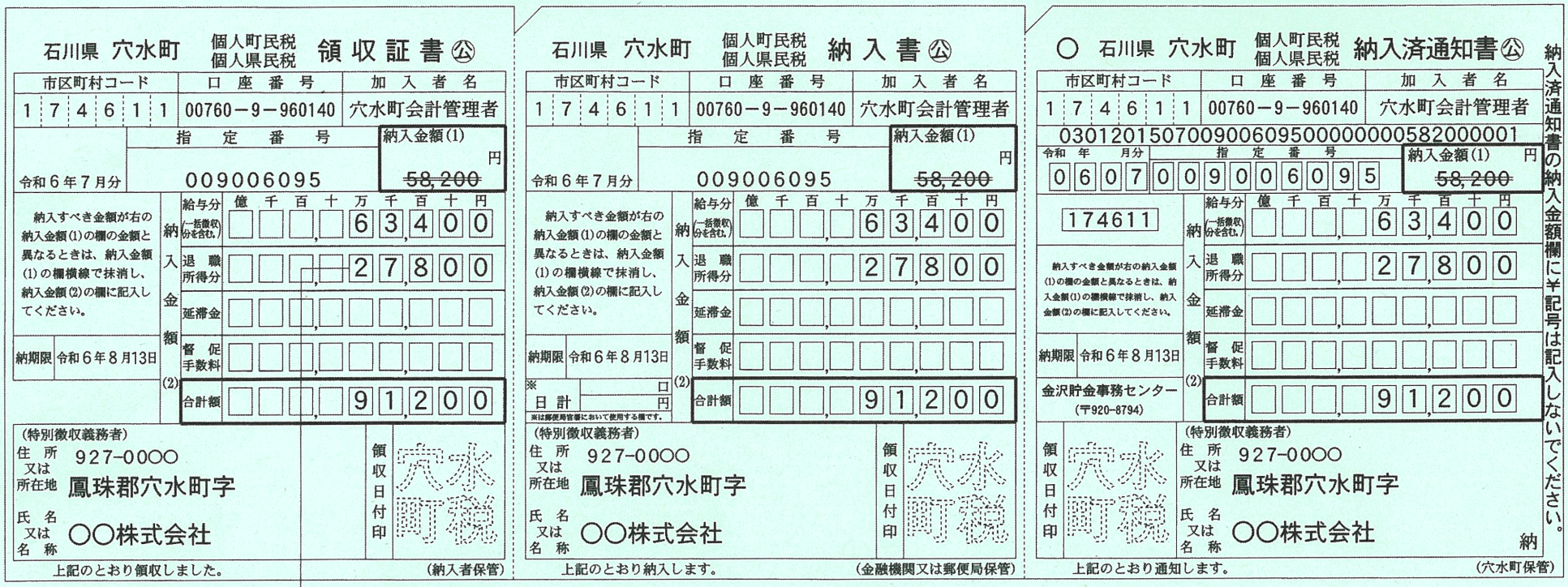


例）・納入すべき金額が58,200円で、「納入金額（1）」の欄の金額が58,200円であるときは、納入書を

そのままご使用ください。何も記入していただく必要はありません。

〈記　入　例〉

2　納入すべき金額が「納入金額（1）」の欄の金額と異なる場合（税額変更等があった場合）



退職される方の月割分を記入する。ただし退職手当分については次のページの記入例による。

例）・納入すべき金額が、税額変更又は退職所得分の納入等により「納入金額（1）」と異なるときは、黒ボールペン又は黒ペンで「納入金額（1）」の金額を横線で消し、「納入金額（2）」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。この場合、「合計額」欄も必ず記入してください。

・納入済通知書の「納入金額（2）」の欄に記入していただく字体は、次の標準字体にならって記入してください。この場合、納入金額の頭に〒記号は記入しないでください。

標準字体　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0　　金額記入例　○ ３４５　　× ¥３４５

・納入金額を書き損じた場合には、５月分の次にとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については次ページの〈記入例〉３をご参照ください。

町民税
県民税

退職手当分納入申告書

穴水町長殿

令和　年　月　日　提出

令和　年　月分										人員		1	人
退手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
				1	4	0	0	0	0	0	0		
特別徴収税額	町民税						3	3	5	0	0		
	県民税						2	2	3	0	0		

地方税法第50条の５及び第328条の５第２項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

（特別徴収義務者）

住所又は所在地　〒 927-0000　鳳珠郡穴水町字○○

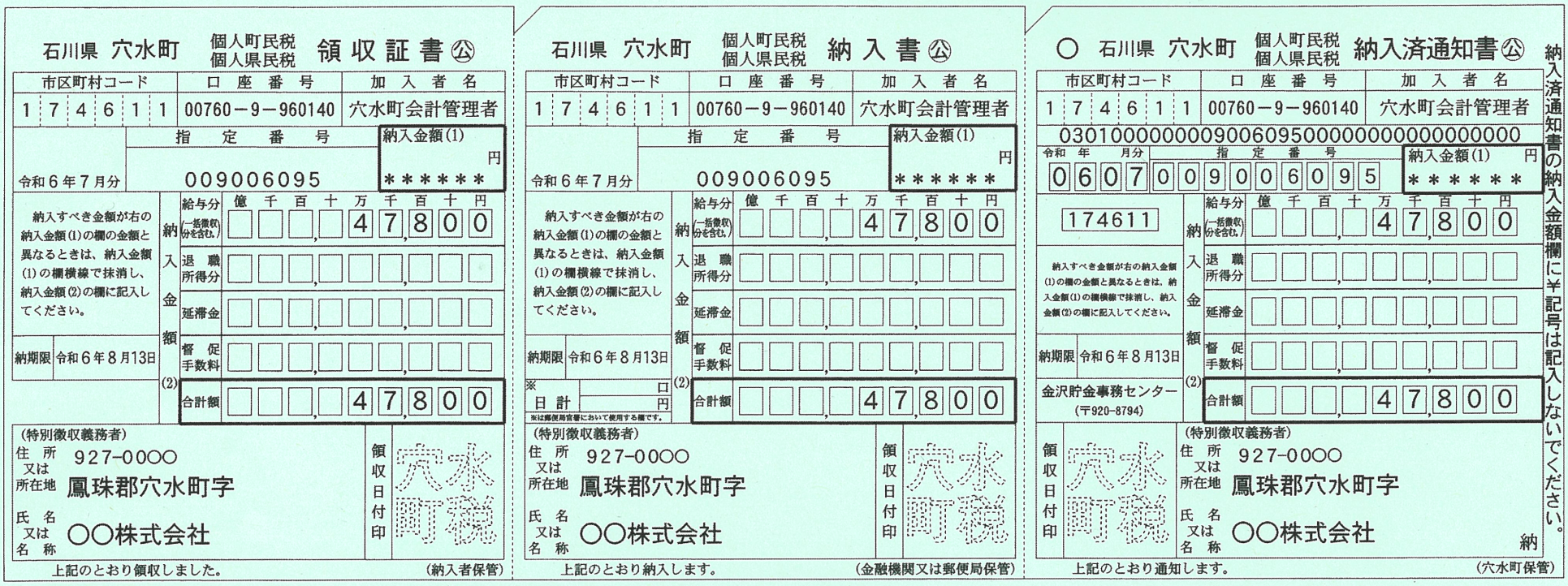
氏名又は名称　○○株式会社　印

（受付印）

退職者氏名	退職手当等支払金額	勤続年数（年）
○○　○○	14,000,000円	25年

〈記　入　例〉

3　予備の納入書を使用される場合



例）・各月分の納入書が汚損等で使用できなくなった場合又は「納入金額（2）」の欄に記入するときに書き損じた場合等に使用してください。

・記入していただく箇所は次のとおりです。

1）「納入金額（2）」の欄……　給与分、退職所得分等の納入すべき金額を該当する欄に記入し「合計額」欄も記入してください。

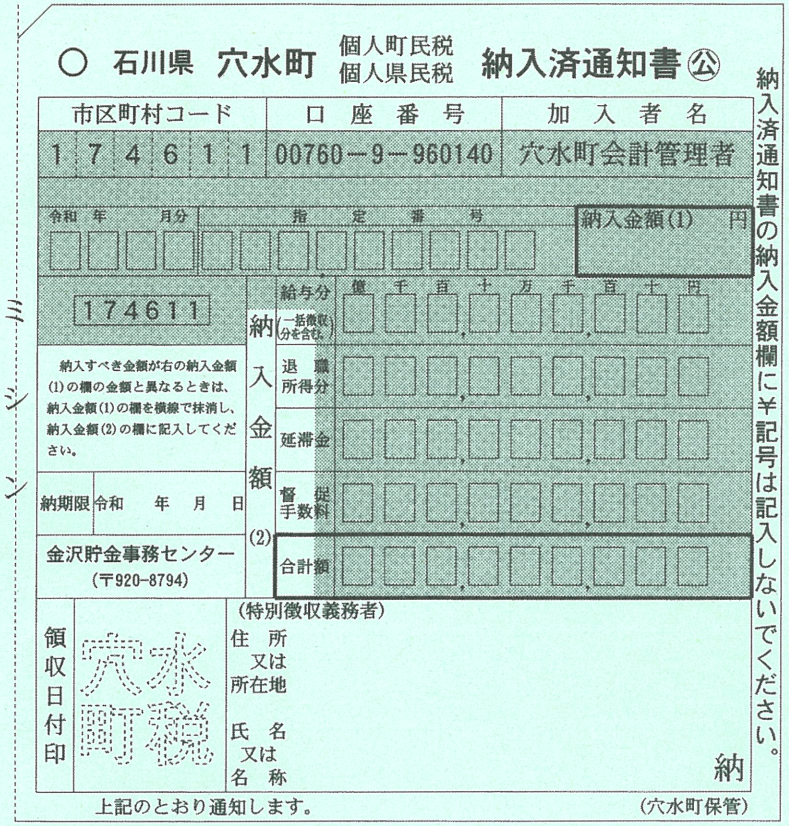
2）「令和　年　月分」の欄……　徴収年月です。１月～９月については、０１、０２・・・０９と２桁で記入してください。

3）「納期限」の欄……　徴収月（給与等支給月）の翌月10日（その日が日曜・祝日の場合はその翌日、また土曜日の場合はその翌々日）が納期限です。

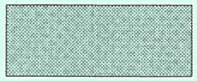
・「納入金額（１）」の欄は＊印で消してありますので、納入金額を記入しないでください。

〈参　考〉

図１



（用紙縦一〇八ミリメートル横九九ミリメートル・赤色）

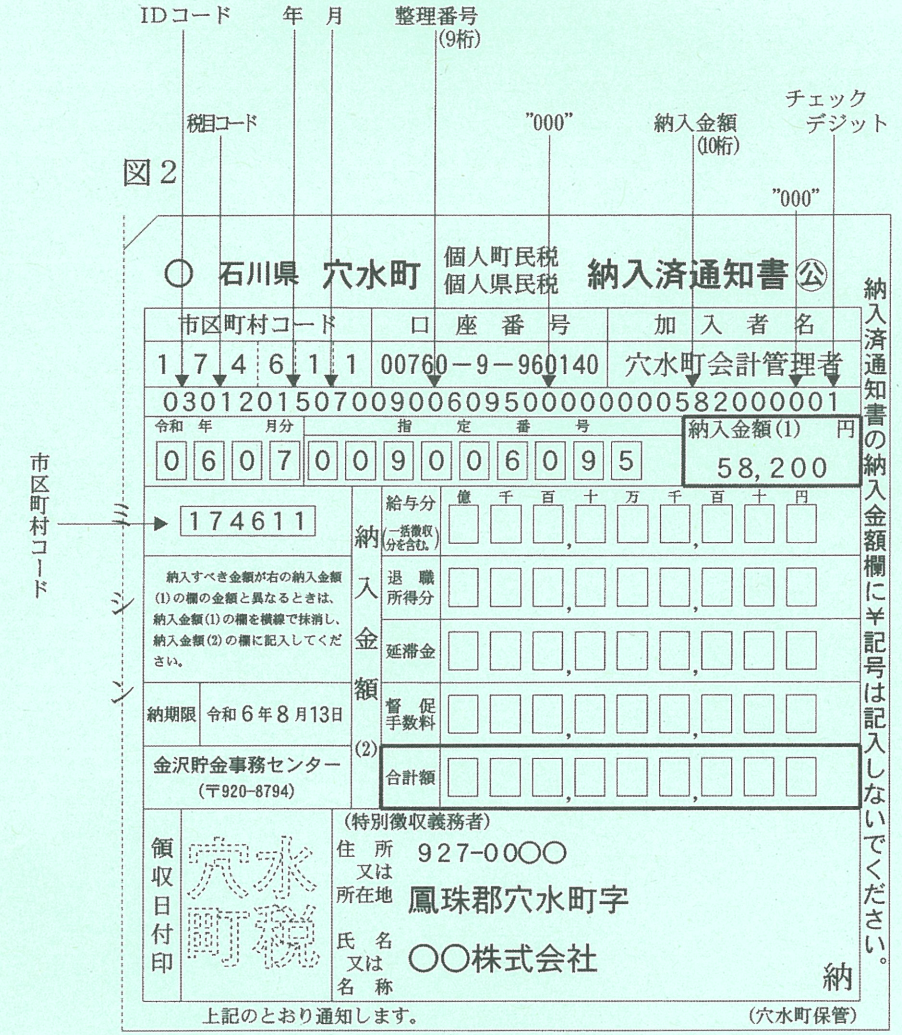


部分は、クリア領域です。

このクリア領域は、ドロップアウトカラー以外の印刷や汚れがあってはならない部分です。

ドロップアウトカラー：人間の目には周囲の余白部と明確に区別できるが、OCRにはほとんど感知し得ない色相と濃さをもった色

図２



各欄に印字されている数字の意味は図２のとおりです。

特別徴収税額異動整理表

処理月日	人員	町民税・県民税 合計額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	備考 (異動事由)
															当初

納税者特別徴収税額の総括表として合計税額を記入し税額変更通知書によりその都度理由と月日を備考欄に記入処理し毎月の納入額を確実にするためのものです。なお転勤退職等による増減を記入しその差引が毎月の納入額と同数字に合せて下さい。

特別徴収への切替依頼書

令和　　年　　月　　日

（依頼先）

石川県鳳珠郡
穴水町長 宛

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号　　－	特別徴収義務者指定番号 いずれかを○で囲んでください。（新規／既存）	
名称		法人番号	
代表者の職氏名印	㊞	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係
			氏名
			電話　（　　）

◎次の納税者について　　月分（　　月　　日納期分）から特別徴収を希望します。

月分	円
月分以降	円

1月1日現在の
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日　　年　　月　　日

個人番号

普通徴収税額＿＿＿＿＿＿円（普通徴収の納期が未到来分のみ特別徴収へ切替ができます。）

納付済額＿＿＿＿＿＿円（第　　期分まで）

□ 口座振替該当者　上記の納税者が、普通徴収税額について金融機関の口座から引落としによる納税を選択していた場合は、左側の欄にチェックをしてください。二重納付防止のため御協力をお願いします。

※	
特別徴収税額	
個人番号	
整理番号	
口座振替対象者納税担当連絡	

・普通徴収で課税されている方の住民税を、特別徴収での納入に切替を希望される場合は、この用紙を使って届出をしてください。
・二重納付防止のため、普通徴収分の納税通知書と領収書のコピーを同封してください。
・依頼書の到着が11日以降となった場合、電算処理及び書類回付の日程上、到着月の月末に変更のお知らせをお送りできないことがありますので、御了承ください。
・徴収月の御希望がない場合は、通知月の翌月からの徴収となります。

第十八号様式

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1．現年度	2．新年度	3．両年度

殿

年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		
個人番号又は法人番号		

特別徴収義務者指定番号		
宛名番号		
担当者連絡先	所属	
	氏名	
	電話	内線（　　）

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法（注）
フリガナ							
氏名							
生年月日	年　月　日						
個人番号							
受給者番号							
1月1日現在の住所			□月から □月まで	□月から □月まで	□年 □月 □日	右から番号を記入 事由・理由〔1．退職　2．転勤　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期散他　6．合併・解散　7．その他〕	右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所		円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
特別徴収義務者指定番号		法人番号		
所在地	〒	担当者連絡先	所属	
フリガナ			氏名	
氏名又は名称			電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
□月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入 1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
□ 右から番号を記入	1．異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		
	2．異動が　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月　日	円

左記の一括徴収した税額は、
□月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3．普通徴収の場合

理由		※市町村記入欄
□ 右から番号を記入	1．異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2．　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため	
	3．死亡による退職であるため	

（注）　新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。

② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。

③ 両年度分の異動届出書を作成する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。

（現年度分）　本欄で選択した徴収方法。

（新年度分）　「1．特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に４月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、４月２日から５月31日までに間の給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

4　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6　「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7　「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8　「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9　「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「１」と番号を記入するとともに、「１．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2)　退職後令和５年５月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「２」と番号を記入するとともに「２一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注　令和５年１月１日から４月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「３」と番号を記入するとともに、「３．普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注　同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を〇で囲んでください。

11　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を〇で囲んだ場合にのみ記載してください。

12　「２．一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13　※印の欄は、記載しないでください。

受付日付印

特別徴収義務者住所・名称・電話等変更届出書

穴水町長殿 令和　年　月　日提出	特別徴収義務者	所在地		特別徴収義務者指定番号		
		名称		法人番号		
		代表者の職氏名印	㊞	この届出書に応答される方	係	
					氏名	
					電話	（　　） 番 内線

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

令和　年　月　日　をもって変更しました。

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
方書		
フリガナ		
名称		
電話	（市外局　　） 局　番　内線　番	（市外局　　） 局　番　内線　番
法人番号		
備考		

◎ ご注意　○所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをふってください。